

傍聴要領

三豊市地域包括支援センター等運営協議会

- 1 傍聴する場合の手続(※当日、先着順に傍聴者を決定する場合)
 - (1) 傍聴希望者の受付は、会議開始予定時刻30分前から10分前までとし、受付時間中に会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。原則として、会議開催後の入場は認められません。
 - (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員(10名)になり次第、受付を終了します
 - (3) 傍聴者は受付にて氏名等を受付簿に記入し、「傍聴要領」を受け取り係員の指示に従って会場に入室してください
- 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長(委員長)の指示に従ってください。
 - (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
 - (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないでください。
 - (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
 - (7) 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。
 - (8) 帽子、襟巻き、外套、傘、杖等を着用し、又は携帯しないこと。
 - (9) その他会議の支障となる行為はしないでください。
- 3 傍聴席に入ることのできない者
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 銃器その他危険なものを携帯している者
 - (3) 職員の指示に従わない者
 - (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 4 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。